

MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款

条項	改正後	改正前
第1条	第1条（趣旨） この約款は、投資信託（投資信託総合取引規定第1条に定める「投資信託」をいいます。）に関する取引のうち、お客様が別途締結される当組合を代理金融機関とする三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「投資一任業者」といいます。）の投資一任契約（以下「投資一任契約」といいます。）にかかる運用（以下「当該運用」といいます。）で使用される<u>三菱UFJアセットマネジメント</u>株式会社の「国際のMRF（マネー・リザーブ・ファンド）」受益権（以下「MRF」といいます。）に関するお客様と当組合との間の累積投資に関する取決めです。当組合は、この約款に従ってMRFの累積投資契約（以下「本契約」といいます。）をお客様と締結します。 2 この約款に別段の定めがないときは、MRFの目論見書、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定の定めによるものとします。	第1条（趣旨） この約款は、投資信託（投資信託総合取引規定第1条に定める「投資信託」をいいます。）に関する取引のうち、お客様が別途締結される当組合を代理金融機関とする三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「投資一任業者」といいます。）の投資一任契約（以下「投資一任契約」といいます。）にかかる運用（以下「当該運用」といいます。）で使用される<u>三菱UFJ国際投信</u>株式会社の「国際のMRF（マネー・リザーブ・ファンド）」受益権（以下「MRF」といいます。）に関するお客様と当組合との間の累積投資に関する取決めです。当組合は、この約款に従ってMRFの累積投資契約（以下「本契約」といいます。）をお客様と締結します。 2 この約款に別段の定めがないときは、MRFの目論見書、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定の定めによるものとします。